変額保険の勧誘と説明義務

東京高裁平成16年 2 月25日判決(平成14年(ネ)第1983号 損害賠償等請求控訴事件,原判決取消(上告・上告受理申立)

金融・商事判例1197号45頁

原審 東京地裁平成14年2月27日判決(平成9年(ワ)第3815頁

金融・商事判例1197号55頁

黒 木 松 男

1. 問題の所在

変額保険は、保険契約者から払い込まれる保険料の中の保険料積立金を特別勘定により、もっぱら上場有価証券への投資等によって運用し、その運用実績にしたがって保険金額・解約返戻金額を変動させる生命保険契約である。わが国では、変額保険は1986(昭和61)年7月に認可され同年10月から発売された。これは、同年以降の金融緩和を背景とし、かつ、上場株式や土地の価格が収益性などから見た実体以上に急騰したいわゆるバブル経済を背景にした金融保険商品である。しかし、その発売後3年を経過した1989(平成元)年末から株価は暴落し土地の価格は大幅に下落するという日本のバブル経済が弾け、その後も日本経済の長期低迷が長く継続するに及んで、変額保険の投資勧誘に関する紛争が続発した。

特に、1988 (昭和63) 年頃からは、主に、高騰する地価に対する相続税に漠然と不安を抱く大都市圏の不動産所有者に対し、銀行と保険会社との業務提携によって、銀行からの借入金によって変額保険の保険料を一時払いすることで、「自己負担の不要な相続税対策」という触れ込みで変額保険に加入した数多くの保険契約者に大きな被害をもたらした。自らが負担することになった銀行からの大き

な負債を苦に自殺する者も現れ、また、日本を代表する一流の銀行や生命保険会 社が係ったことで、これら会社の社会的責任が声高に叫ばれ大きな社会問題とな った。

また、生命保険会社や銀行の法的責任を追及しようとする数多くの変額保険訴訟が提起された。初期の判決では保険会社・銀行の責任を否定するものが多かったが¹⁾、徐々に肯定するものも現れ、最近では保険会社の責任は認めるものが増え、なかには変額保険の勧誘に関与した銀行、税理士およびコンサルティング会社の責任を認める判例も増加している²⁾。

これら一連の変額保険訴訟を通して争われた法的問題点は、①保険契約者に錯誤無効の誤信があるといえるのはどのような場合か、②変額保険は相続税対策商品としての適格性を有するか、③変額保険を勧誘する者にはどのような範囲の説明義務があるか、④変額保険の勧誘行為に説明義務違反がある場合には、信義則上違法であり不法行為あるいは債務不履行となるが、保険募集の行政的法規違反(募取法違反・銀行法違反・保険業法違反・大蔵省通達違反・生命保険協会の自主規制違反)は私法上も違法と評価できるか、⑤変額保険契約締結の当事者でない融資銀行の不法行為責任が認められるのは、銀行がどのような関与をした場合か、また、それはいかなる理論によるものか、⑥変額保険が解約されていない場合においても何らかの損害が発生しているか、⑥財産的損害賠償とは別個に精神的損害に対する慰謝料は認められるか、⑧保険会社および銀行等の不法行為責任もしくは債務不履行責任が認められる場合に、保険加入者側にも過失があったとして相当程度の過失相殺が認められるのが一般的であるが、この場合過失相殺の判断はいかになされるべきか、そもそも過失相殺を認めるべきか、などである³。

^{1) 1992 (}平成4) 年から1996 (平成8) 年の判例の一覧表を掲載する論稿として、後藤巻 則「勧誘した保険会社・銀行の責任―裁判所はどう判断したか」法学セミナー506号 (1997 年) 29頁参照。

^{2) 1999 (}平成11) 年1月から2002 (平成14) 年までの変額保険に関する原告勝訴の裁判例 の一覧表を掲載するものとして、山崎健一=道尻豊=宮田隆男「最近の裁判例にみる変額 保険訴訟の到達点(1)」NBL779号 (2004年) 32頁参照。なお、この論稿は、同雑誌に連載され、(2)は NBL781号 (同年) 60-65頁、(3)は NBL784号 (同年) 59-70頁で完結している。

³⁾ ①から⑧の法的問題点については前注論文参照。それぞれの論点について多くの判例を 分析している。

本件高裁判決は、控訴人の主位的請求を認容したため、予備的請求については 判断していないので、①の錯誤無効、③の説明義務の範囲、⑤融資銀行の不法行 為責任および⑧の過失相殺について判示している。

2. 事実の概要

(1) Aは、契約当時満72歳であったが、1990 (平成2) 年9月1日に、相続税対策のため、保険契約者 A、被保険者 X。(X。はAの長男、契約当時満42歳)、基本保険金 2 億6000万円、払込保険料7583万9400円とする家族型変額保険契約を、Y1生命との間で締結した。その払込保険料に当てる資金を Y2銀行との間で、最終返済期を平成12年8月8日とする金銭消費貸借契約およびその借入金の利息の支払に充てる金員の借り入れのための極度額8400万円、利息年8.0%、取引期限を1991 (平成3) 年8月10日、但し、期間満了の1か月前までに当事者から解約の意思表示がない場合には、更に1年更新される当座勘定貸越契約(以下金銭消費賃售契約と当座勘定貸越契約を総称して本件融資契約に基づく Aの債務につき同年8月10日に連帯保証をした。また、Aおよび X3は、本件融資契約に基づく Aの債務につき同年8月10日に連帯保証をした。また、Aおよび X3は、本件融資契約に基づく貸金債務を担保するため、同日、Y2銀行との間でA所有の不動産およびAと X3が共有する不動産について極度額1億6100万円の根抵当権設定契約を締結し、同設定契約に基づき根抵当権設定登記手続をした上、同年9月1日、変額保険契約に基づく保険金請求権に質権を設定した。

その後、Aは、契約締結から6年半あまりが経過した1997 (平成9)年1月23日に、契約当時の予測に反して変額保険契約の解約返戻金が払込保険料を下回る事態となり、このまま放置した場合には更に悪化することを恐れて Y_1 生命に解約を申し入れ、 Y_1 生命は、解約返戻金等合計5776万4147円を Y_2 銀行のA名義の口座に振り込み、Aは同日、同額を Y_2 銀行に弁済した。

(2) Aは、この解約直後に Y_1 生命および Y_2 銀行を相手取って訴訟を提起したが、同年8月29日に死亡した。そこで、Aの相続人である X_1 (Aの長女)、 X_2 (Aの次女)、 X_3 (Aの長男)は、本訴訟を承継した。Xらの主張は、主位的請求(1)として、本件変額保険契約および本件融資契約の錯誤無効(債務不存在確認請求)

であり、主位的請求(2)として、Y₁生命および Y₂銀行の不法行為または債務不履行に基づく弁護士費用の損害賠償をそれぞれ請求し、予備的請求として、両者の不法行為または債務不履行に基づいて生じた損害にあたる払込保険料と解約返戻金の差額1807万5253円、銀行借入金利である平成 2 年 8 月10日から平成 9 年 2 月 7 日までの2583万6676円、登記費用等の雑費109万8219円および弁護士費用250万円の合計4751万0148円の損害賠償を請求した。以上の請求の請求原因中の主な法律上の争点は、①錯誤無効(民95)、②銀行の融資契約と生命保険会社の家族型変額保険契約の一体的関連性、③投資勧誘に関する適合性原則違反、④同商品のリスクに関する不作為または作為の説明義務違反、⑤保険募集の取締に関する法律(以下募取法と略称する)違反であった。

これに対し、 Y_1 生命は、それぞれの違反事実がない旨を述べて否認し、仮に不法行為または債務不履行があったとしても X_3 が加入までに複数回の説明を受けていることから過失相殺の抗弁を主張し、 Y_2 銀行も同様にそれぞれを否認し、仮に亡 A に錯誤があったとしても亡 A には融資契約を締結するに当たり重過失があったという重過失の抗弁を主張した。

(3) 原審の東京地裁は、原告 X_3 は、平成 2 年 6 月当時、B 大学商学部を卒業して約17年間商社員としての社会経験を重ねてきていたのであるから、本件変額保険のパンフレット、同設計書、同シミュレーションなどの資料の内容や Y_1 生命の社員の説明を理解する能力が欠けていたとは思われず、また、亡 A も変額保険の特質とリスクを理解した上で本件各契約の締結の意思表示をしているので、意思表示に特段の瑕疵はなく錯誤の存在を認めることができないと判示し、 Y_1 生命と Y_2 銀行の説明義務違反はなく不法行為も成立しないとして請求を棄却した。そこで、X らは、 Y_1 生命の社員が提示したシミュレーションを取り上げ、平成 2 年 6 月末時点の変額保険の現実の運用実績が年 8 %台であるにもかかわらず、それをはるかに上回る年11、35%を超える運用利回りでシミュレーションを作成し勧誘する行為および Y_2 銀行の行員が A の資産額が 2 億円余りであると考えていたにもかかわらず、 Y_1 生命の社員には 5 億円であると伝えた勧誘行為は,社会的相当性を大きく逸脱する違法行為であり、これらの行為に基づいてなされた A の意思表示には重大な錯誤があり無効というべきであり、さらに、錯誤無効が認められない場合には Y_1 生命と Y_2 銀行の社員の勧誘行為は違法で

あり Y1 生命と Y2 銀行に不法行為に基づく損害賠償責任があるとして控訴した。

3. 判 旨

(1) 錯誤無効について

「本件保険契約のために作成された各シミュレーションは, そもそも当初から 実現不可能なものであった疑いが強く, 本件保険契約は, 契約締結当時から, A の相続税対策として有効に機能する可能性に乏しかったものと考えざるを得な い。

上記のような諸事情を合わせ考慮すると、Aないしその代理人であった控訴人 X₃は、本件保険契約及び本件融資契約を締結するに当たり、その相続税対策としての有効性について、単に見通しを誤ったとみなされるべきではなく、そもそも有効性を欠いていた本件保険契約の効果を誤信して、本件各契約の締結に至ったものというべきであり、Aの意思表示には重大な錯誤が存在したものと認めるのが相当である。

以上によると、A ないしはその代理人であった控訴人 X₈ の本件保険契約及び本件融資契約の締結の意思表示は、要素の錯誤により無効であるといわざるを得ない。」

(2) 生命保険会社・銀行の説明義務違反と不法行為責任について

「被控訴人 Y_1 生命の担当者が A 及び控訴人 X_3 に対する説明のために用いたシミュレーションの数値は、現実とは離れた過大なものであり、いたずらに A 及び控訴人 X_3 の相続税対策に対する不安を煽り、かつ、本件保険契約による保険金の運用利回りを過度に楽観視したものであったのであるから、被控訴人 Y_1 生命担当者の上記説明は明らかに不十分なものであり、不法行為責任を免れないものといわざるを得ない。

そうすると、被控訴人 Y₁ 生命は、担当者が上記不法行為により A 及び控訴人らに与えた損害について、民法第715条による責任を負うべきものと認められる。」

「被控訴人 Y2 銀行の担当者においても,被控訴人 Y1 生命担当者と共同して,

A及び控訴人 X_s に対し、本件保険契約及びそれと一体となるべき本件融資契約を締結させるに当たって、同契約による融資元利金の累積に伴い、損害が発生、拡大する現実の可能性について十分な説明を行わず、実際に損害が生じることはないものと誤信させたというべきであるから、不法行為責任を免れないものというべきである。

したがって、被控訴人 Y₂ 銀行においても、本件について民法第715条による 責任を負うべきものと考えられる。」

4. 本判決の検討

本判決の特徴は、変額保険契約および融資契約の双方の契約に錯誤無効を認めたこと、生命保険会社および融資銀行の説明義務の範囲を明らかにしたことである。そこで、以下これらの論点を中心に検討を加える。

(1) 錯誤無効および変額保険契約と融資契約の関連性について

まず、変額保険契約において A および X₃ には、どのような事柄に対する誤信があったのであろうか。本判決では、「そもそも相続税対策としての有効性を欠いていた本件保険契約の効果を誤信」と表現している。他の錯誤無効を認めた判例では、「変額保険のハイリスク性への誤信」、「変額保険の商品としての適格性の誤信」などの表現が使われている。このような錯誤は「物の性状に関する錯誤」にあたり、通常、動機の錯誤になるが、現在の判例・多数説は、この動機が表示されて契約内容を構成する場合には錯誤無効になる。また、錯誤は法律行為の「要素」(重要な事項) にあることが必要であり (民95本文)、表意者に重過失がないこと (民95但書) が要件となる⁴⁾。

本判決では、相続税対策としての有効性に関する事項は、変額保険契約の重要な事項に該当し、A および X₈ には、重過失はなかったと認定している。Y₁ 生命の変額保険契約に関する説明が不十分で、相続税対策として有効性があると誤

⁴⁾ 内田貴『民法 I 総則・物権総論〔第2版〕補訂版』(東京大学出版会、2004年) 67-69 頁、近江幸治『民法講義 I 民法総則〔第4版〕』(成文堂、2003年) 185-188頁、大判大6・2・24民録23輯284頁以下参照。

信しなかったならば加入の申込をしなかったという因果関係と、その誤信がなければ加入の意思表示をしなかったであろうことが、通常人の基準からいってもあるいは一般取引の通念に照らしても、もっともであるほどの重要な部分という重要性を充たしているという認定である⁵⁾。

つぎに、融資契約についても、本判決は錯誤無効と認定している。本事件の変額保険は、1988(昭和63)年以降、主に大都市圏の不動産所有者に対し、銀行等からの借入金を終身型変額保険の保険料の一時払いに充当することによって、相続税対策になるということで販売を開始した、いわゆる融資一体型変額保険である。銀行等からの借入金を保険料として払うため自己負担の不要な相続税対策になるものであった。したがって、銀行の融資契約と生命保険会社の変額保険契約との関連性は密接不可分・相即不離の関係にある。変額保険の相続税対策の有効性を誤信したことから、銀行からの融資を申し込んだのであり、もし誤信していなければ融資の申込を行わなかったということに着目すれば、変額保険契約の錯誤無効が、融資契約に波及するというように考えるべきであろう。本判決は、この両者の契約の関係を分析はしていないが、この事を当然の前提としていると思われる。相続税対策という経済目的のために、変額保険を手段とし、変額保険へ加入するための手段として、融資契約があるという関係である。その意味で、両契約が実体として一体性を有していると考えられる60。

(2) 生命保険会社の説明義務の範囲について

2 つの変額保険に関する最高裁判例(最判平成8・9・26金法1469号49頁,最判平成8・10・28NBL605号72頁)を分析し、下級審判例に隠れていた変額保険の加入者の属性に応じた「二重の判断基準」によって募集人の説明義務の範囲は異なるという見解があるが⁷⁾、筆者もこの見解が妥当であると考える。この見解によると、加入者が「知識・判断力のある投資者」と認定されれば、書面開示に基づく伝統

⁵⁾ 要素の錯誤の判定には、この因果関係と重要性が2つの要件となる。内田・前注67頁参照。

⁶⁾ 山崎=道尻=宮田・前掲注(2)779号31頁参照。

⁷⁾ アンドリュー・パーデック「変額保険に関する最高裁の二判決―日米投資者保護の地下 水脈」判タ990号 (1999年) 52頁以下参照。

的な「買主注意せよ」に近い基準を適用し、「知識・判断力が乏しい者」と認定されれば、募集人は情報の提供にとどまらず、加入者の具体的な理解を得るまで説明しなければならないという基準の適用をすべきだとする。そして、前者の基準には「近代市民法原理に基づく自己責任原則」が適用され、後者の基準には、顧客に適合した説明という変更された適合原則が適用される⁸⁾。多くの判例は、加入者の学歴・社会的地位等からどの程度の理解力や投資経験等があるかどうかの認定をしているが、これはこの判断基準を無意識的にも採っている証左であると思われる。

本判決でも、Aおよび X₈ の属性を分析し、特に X₃ の学歴や職歴について、「控訴人 X₈ は、昭和48年 3 月に中央大学商学部を卒業して、酒類総合食品卸会社に勤務し、現在は、その関連会社に出向して、営業の仕事に従事している。本件以前に、株式売買等を含め、投資、登記等に資金を運用した経験はない」と事実認定し、「知識・判断力の乏しい者」の範疇に入ることとしている。したがって、A および X₃ に対する説明は、変額保険のパンフレット、変額保険設計書、変額保険のシミュレーションという書面を交付して一般的なリスクを説明するだけでは足りず、変額保険の特別勘定の運用利回りが借入元利金の利率を下回る具体的なリスクがあることを Y₁ 生命は説明する必要性があったとした。

これに対し、原審では、反対の立場を採っており、X3は本件パンフレット等の資料の内容やY1生命のSらの説明を理解する能力はあったとして、錯誤無効や説明義務違反にあたらないとした。このような控訴審と原審の相違はどこから来るものであろうか。すなわち、「知識・判断力のある投資者」と「知識・判断力に乏しい者」を峻別する基準は何かが問題となろう。この峻別基準は極めて抽象的なものにならざるを得ない。個別事案ごとの個別判断の問題である。本件の場合は、Y1生命の担当者による変額保険の勧誘行為の違法性の判断の相違が異なった判決になったではないかと思われる。すなわち、第1審では、変額保険の特別勘定の運用利回りを12%程度としている点でも、「平成2年5月から9月にかけてはバブル経済が破綻し始めていたとはいえ、まだ経済の活力が維持され将来に対する楽観的な展望がいまだ根強く残っていた時期であり、その時点で将来

⁸⁾ 前注57頁。

の経済の破綻を予想することは困難であった」と認定し、相続税対策のシミュレーションについても、「シミュレーションは相続税対策の説明をする便宜のために仮定の数値を記載して作成されたもので、亡 A の相続財産を具体的に試算して将来の予測をしたものではない」とした。これに対し、控訴審は、年12%の変額保険の運用利回りの設定は当時の常識からして高きにすぎ非現実的であり、本来 2 億1000万円であった A の相続財産を 5 億円とし、いたずらに相続税に対する不安を煽り、4 回にわたる面談のたびに、A および X₈ の不安に対し、変額保険の解約返戻金が融資契約による元利金債務を下回ることがないと発言した点に、Y₁ 生命側の強引な勧誘の違法性を認定している。このような認定の相違が、「知識・判断力のある投資者」から「知識・判断力の乏しい者」への認定のシフトが行われたものと思われる。

なお、本件の場合、変額保険契約の締結から6年半あまりを経過して変額保険の解約がなされているが、このような場合、 Y_1 生命側には、変額保険の特別勘定の運用実績が当初予測した運用利回りを下回ったり、解約返戻金が払込保険料を下回る事態が生じた時には、 Y_1 生命にリスクの警告を発したり、助言をする信義則上の説明義務があるかが問題となる。肯定する見解もあるが、募集人が抱える変額保険の契約件数からすると極めて煩瑣になり、加入者の自己責任に任せる方が妥当であろう 9 。

(3) 銀行の説明義務について

Y1 生命の説明義務とともに Y2 銀行の説明義務についてはどのように解すべきであろうか。一般的には、変額保険契約と融資契約とは必ずしも一体であるとは限らないから、銀行が貸付金について深くかかわってその使途を詮索することは通常はありえない。ただ、変額保険の一時払保険料は高額になる場合には銀行としてもその使途を明確にする必要性はあるであろう。本件のような融資一体型変額保険の場合には、銀行が相続税のセミナーを開催して生命保険会社の担当者に講演を依頼したり、銀行に変額保険に関する問い合わせがなされた時などは、

⁹⁾ 甘利公人「変額保険の募集に当たり保険外務員の説明義務違反が否定された事例」金判 1034号(1997年)68頁参照。

166 創価ロージャーナル第2号

銀行が生命保険会社を紹介したりすることがある。このように生命保険会社と銀行が業務提携をして共同して変額保険の販売体制をとっているような場合には、変額保険の勧誘に銀行も相当程度関与していることになり、銀行を生命保険会社と同列において、何らかの説明義務があると思われる。本件の場合は、銀行員が業務提携をしている生命保険会社を紹介し、1回目と2回目のA宅での面談にも同行している。このような銀行の変額保険の勧誘に関与したことにより、加入者が変額保険を正確に理解しているかどうかに注意し、加入者が変額保険を誤解しているような場合には銀行にも、加入者の誤解を解く説明義務があり、特に、融資契約の元利金の残債務が大きな負担になるリスクを説明する義務があろう。その意味で、本判決が銀行の説明義務違反を認定している点は妥当である。